

行政常任委員会会議録
〔平成 21 年第 1 回定例会市議会付託〕
平成 21 年 3 月 25 日(火曜日)
午前 10 時 30 分開議

◎付託案件

- (1) 議案第 1 号 平成21年度夕張市一般会計
予算
- (2) 議案第 2 号 平成21年度夕張市国民健康
保険事業会計予算
- (3) 議案第 3 号 平成21年度夕張市市場事業
会計予算
- (4) 議案第 4 号 平成21年度夕張市老人保健
医療事業会計予算
- (5) 議案第 5 号 平成21年度夕張市公共下水
道事業会計予算
- (6) 議案第 6 号 平成21年度夕張市介護保険
事業会計予算
- (7) 議案第 7 号 平成21年度夕張市診療所事
業会計予算
- (8) 議案第 8 号 平成21年度夕張市後期高齢
者医療事業会計予算
- (9) 議案第 9 号 平成21年度夕張市水道事業
会計予算
- (10) 議案第 18 号 夕張市介護保険条例の一部
改正について

◎出席委員 (8 名)

高 間 澄 子 君
伝 里 雅 之 君
島 田 達 彦 君
角 田 浩 晃 君
正 木 邦 明 君
高 橋 一 太 君
新 山 純 一 君
山 本 勝 昭 君

◎欠席委員 (なし)

◎出席参与

市長、副市長、藤原監査委員、教育委員長、教育
長、理事のほか、関係の課長等

午前 10 時 30 分 開議

●山本委員長 おはようございます。

ただいまから行政常任委員会第 2 日目の会議を開
催いたします。

●山本委員長 本日の出席委員は、8 名全員であ
ります。

ほかに、議長が出席されております。

また、参与の出席につきましては昨日と同様であ
ります。

●山本委員長 それでは、昨日までで大綱的な質
疑を終えておりますので、これより各会計予算案の
審査に入ります。

初めに、一般会計であります。事項別明細書に
より、歳出から審査してまいります。

それでは、53 ページをお開き願います。

1 款議会費、54 ページまで。

〔発言する者なし〕

2 款総務費、55 ページから 71 ページまで。

はい、高橋委員。

●高橋委員 財産管理費の公有財産購入費、4 億
9,000 万、土地ということで書かれておりますが、
57 ページの財産管理費ですね、3 億・・・。

●山本委員長 できれば、何項、何目、何節まで
言っていただければ。

●高橋委員 57 ページの 3 目、財産管理費の 17
節公有財産購入費、4 億 9,000 万のところですね。

この土地と書かれてるんですけど、これ臨時的経
費の中で、公共用地取得で 3 億計上されておるとい
うことなんです、このほかにこれは内訳として、
この購入費の内訳ちょっと教えていただきたいんで
すけれども。

●山本委員長 総括主幹。

●熊谷総務課総括主幹 公有財産購入費の土地がありますが、臨時費に書かれている分が土地開発公社から購入する予定の 3 億 30 万 3,000 円。残りが債務負担になりまして、1 億 9,191 万 8,000 円となっております。

債務負担の内訳については、後ろのほうについてございます。

以上です。

●山本委員長 あと、何ページか教えてあげてください。

●熊谷総務課総括主幹 132 ページということですよ。

●山本委員長 それで確認してください。

よろしいですか。ほかに総務費ございませんね。3 款民生費、72 ページから 80 ページまで。

[発言する者なし]

4 款衛生費。はい、島田委員、81 ページから 87 ページまでです。

●島田委員 83 ページ、01 保健、04 墓地のところの 13 目委託料なんですけど、墓地等清掃委託料、108 万円となっております。

19 年度予算では同じ金額ありました。20 年度になって無くなって、また 21 年度復活してるんですけども、この経緯と管理墓地、何箇所あって何日の作業量で何人工予定しているのか、お願いいたします。

●山本委員長 市民課長。

●天野市民課長 この墓地清掃委託料につきましては、2 箇所の墓地の清掃であります。

これは、平成 20 年度当初につきましては直営で行うという予定で予算計上されなかったものでありますけども、職員が大幅に大量退職ということで対応できないということで、補正対応しております。

したがって、平成 21 年度については当初予算計上をしたところでありまして。

中身につきましては、末広、清水沢、真谷地の草刈り、あと供物運搬でございます。

予算としては、108 万円を予定しております。

以上です。

●山本委員長 わかりました。はい、島田委員。

●島田委員 すみません。20 年度で補正で上がったというのはちょっと認識しておりませんでした。

あと、3 箇所についてですが、3 箇所 100 万円。何人工で何回の作業になっているんでしょうか。

●山本委員長 市民課長。

●天野市民課長 金額につきましては、今、手元に資料がありませんので、後ほど答えたいと思います。

●山本委員長 よろしいですか。まだあります、よろしいですか。

別ですね。はいどうぞ、島田委員。

●島田委員 87 ページお願いいたします。

02 清掃、02 じん芥なんですけど、確か定例会 1 日目の副市長の説明だったと思うんですけど、直営から民間委託ということで約 100 万円の削減になるという説明があったと思うんですけど、人件費に関しまして委託した場合、金額が上がっているような気がするんですけど、どうなんでしょうか。

●山本委員長 市民課長。

●天野市民課長 じん芥処理費だけを見ますと増えているかと思いますが、清掃総務費の中に昨年、嘱託職員の人件費が計上されております。

その分も含めまして、全体でいきますと約 150 万円ほどの支出が削減されたというふうになっております。

●山本委員長 島田委員。

●島田委員 私の計算の見方が悪いんでしょうかね。

11 の需用費で 160 万ほど落ちているんですよ。これが一番大きな要因に思えるんですけど、人件費が落ちたという認識は私にはないんですけど、その辺はどうなんでしょうか。

●山本委員長 市民課長。

●天野市民課長 中の需用費は、これは昨年ここに賃金ということで 507 万 3,000 円計上されております。

そのほかに、人件費相当分として清掃総務費の中に、報酬ということで嘱託員報酬が計上されております。140 万ほどだと思っております。

それと、委託のほうについても一部組み替えしまして、それらを全部含めましてじん芥埋立処分施設管理委託料ということで、トータル計算しますと約 150 万円の減額というふうになっております。

●山本委員長 よろしいですか。

はい、島田委員。

●島田委員 上の清掃総務費と合わせて落ちてるということで。したら、この項目だけでの差し引きばかりでないということなんですね。

はい、わかりました。

●山本委員長 よろしいですか。

ほかに衛生費ございますか。よろしいですか。

[発言する者なし]

5 款労働費、88 ページ。

[発言する者なし]

6 款農林業費、89 ページから 91 ページまで。

[発言する者なし]

7 款商工費、92 ページ。

正木委員。

●正木委員 92 ページ、商工総務費 22 節の 4 億 4,526 万 5,000 円、3セクの損失補償に伴う損害補償金となっておりますが、その内訳を教えてくださいと思います。

●山本委員長 どちらが答弁しますか。

総括主幹。

●松村地域再生推進室総括主幹 予算資料の 13 ページになりますけれども、そこに内訳が書いてございまして・・・。

[「予算資料のほうです」と呼ぶ者あり]

すみません、トータルの 133 ページでございます。すみません。

すみません。やはり予算説明資料のほうでご説明いたします。

予算説明資料の 13 ページをご覧になっていただきたいと思っております。そこに対象事業名として、上か

ら 4 番目と 5 番目に、4 番目として株式会社石炭の歴史村観光の破産に伴う損失補償、これが平成 21 年度として 2 億 4,330 万 9,000 円。5 番目として、夕張観光開発株式会社の破産に伴う損失補償として 2 億 195 万 6,000 円と。

合わせていただいた額になっているということでございます。

●山本委員長 正木委員、いいですか。よろしいですか。

ほかに商工費ございませんか。

[発言する者なし]

8 款土木費、93 ページから 101 ページまで。

はい、高橋委員。

●高橋委員 98 ページですね。

18 節の公有財産購入費、土地代のちょっとこの部分の内訳も教えていただきたいんですけども。

●山本委員長 建設課長。

●細川建設課長 同じく、予算説明資料の 12 ページになります。

上から 5 行目、21 年度 1 億 970 万円ですね。

●山本委員長 よろしいですか。

はい、高橋委員どうぞ。

●高橋委員 わかりました。

それで、これ具体的に何ですか。

●山本委員長 建設課長。

●細川建設課長 平和運動公園の予定地を債務負担行為で購入した分の土地代ということになります。

●山本委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか、土木費。

[発言する者なし]

9 款消防費、102 ページから 104 ページまで。

[発言する者なし]

10 款教育費、105 ページから 118 ページまで。

はい、新山委員。

●新山委員 110 ページの 2 目、学校整備費の中の 13 節委託料、清水沢小学校の校舎改修調査設計委託料 2,400 万上がっていますけれども、こちらから発注してやるということでもいいんですか。

●山本委員長 はい、教育課長。

●秋葉教育課長 これにつきましては、平成 22 年度に大規模改修を予定しております小学校の校舎等の設計委託料ということで、内訳につきましては校舎等で 2,061 万 3,000 円、それから外構工事といったしまして 343 万 4,000 円ということでございます。

以上です。

●山本委員長 新山委員。

●新山委員 それですね、昨日も質問させてもらいましたけれども、学童保育の問題できのうの答弁で学校には空き教室がないということで、二通りの案があるようなことを言っていましたけれども、ただしその中では学童保育は継続するということが答弁いただいたと思っているんですよね。

ですけれども、できれば学校を改修するということがですから、大幅に。その中に、学童保育という問題を取り入れた中で設計ということにならないのか。

それと、やはりどこかほかの場所を探すとしても大変なことだと思うんですよね。地域的にも。

ですから、その辺の問題を考え合わせると、これから設計するわけですから、その中にやはりそういう場所、スペースを取るような考え方がないのかどうか。その辺どうなんでしょう。

●山本委員長 新山委員、これ福祉課だけの問題でなく、教育委員会とどぶりますので、まず最初に教育委員会の考え方を聞きしたいなと思います。

教育長。

●小林教育長 現在、清水沢小学校、若菜中央小学校で学童保育という形で行われております。

これは、あくまでも空き教室の利用ということで、教育委員会のほうとしてはそういう活用をしていたらいいと、こういう立場にあります。

きのうちの課長からお話しましたように、現状の推計でいきますと普通学級については 12、各学年 2 学級。それから、障害児学級につきましては今のところ言語障害も含めてですね 3 学級予定しておりますので、ほぼあそこの校舎に係わる部分については満足の状態になっておりますので、現状の中です

ね大規模改造に合わせて学童保育に係わる設計といえますか、それについてはなかなか難しいかなというふうに思っております。

ここから次は私の私見になるんですが、その後の児童数の推移によって非常に、40 人をちょっと超えた部分になっている部分がありますので、今の減少率からいくと統合した後、そう遠くない時期にまた一部の学年が 1 学級に、編成基準上は 1 学級になっていく、そういった要素もあるかと思えます。

そういったものを、全体を見通して学校の活用をどういうふうにしていくのかということは考えていく必要はあるかなというふうには思いますが、学童を入れるという前提条件でですね改修というのはなかなか、現状としては難しいのではないかと考えています。

したがって、私どもも十分に福祉サイドのほうとお話をしながらですね、これには対応していくべきものだろうというふうには考えているところです。

●山本委員長 はい、新山委員。

●新山委員 清水沢小学校が今、そういった状況で難しいと。

となると、ほかのいい場所を探さなきゃならないと。ということは、そこに移動しなきゃならないです。バスで。そういうことなんですよ。それは、勝手にそこ行くわけにいかないんですよ。

学校が終わった時点で学童保育に切り替えるときに、そこからもし若菜なら若菜でやるときに、清水沢からこっちに来なきゃならないですよ、来る生徒は。

違うんですか。

●山本委員長 ちょっとね新山委員ね、ちょっと整理します。

福祉と教育委員会が絡んでいるものですから、昨日の福祉課の報告では体制は維持したいという返答をいただいています。

それを含めて、今の教育委員会の答弁もいただいていますので、福祉課の見解もある程度示していただきたいと思いますので、お願いいたします。

福祉課長。

●石原福祉課長 ただいまのご質問ですけれども、昨日も申し上げましたが、学童としてはこれは必要性というものは統合後も考えております。

それで場所の問題になりますが、今、教育長も申し上げましたとおり空き教室があつて有効活用ということが教育委員会サイドの考え方であると認識しております。

それで、今の児童の推計でいきますと 23 年度の統合時にはぎりぎりのところで、40 名を割るかどうかという学年も出るという推計の情報はいただいておりますので、そこら辺の推移を見なければ何とも申し上げられませんが、今現在の新山委員の申しましたバスとかという足の件ですけれども、これについては父母が送り迎えをすることによってなっておりますので、清水沢移行なってもそれは今の現状のままでやっていただきたいというふうには考えております。

そして、あとはもし空き教室がない場合ですね、これについて 1 案、2 案ちょっと考えていることがあるというふうに、きのう申し上げました。

それで、それもバスを用意したりですね、ちょっと距離のある所に該当する適当な建物があったとしてもですね、それはまたそういう足の問題というものも出しますので、これについては考えてはおりませんので、あくまでも徒歩で子どもたちが通える所という方向で検討しているということの現状でございます。

●山本委員長 新山委員。

●新山委員 小学校を 1 校にするという、これいろんな議論をしましたがけれども、最終的には 1 校にして、23 年から統合始まりますよと。これは皆理解しているんですよ。

ところが、今言った学童保育の問題、全然今まで一つも上がってきていないんですよ、委員会にもどこにも。

そういう考え方からいくと、今、21 年度に向けて再生の枠組みをしますよね。国のほうも、やっぱり

お年寄りとそれから子どもについては、やはりこれは不便かけることにはならないだろうと。

教育問題もそうだと思うんですよ。であるならば、そういう大きな問題をですねやはり国に向けても、今の夕張の現状からいくとあそこからバスが発着するわけですから、5 便。今、5 便って言ってますよね。それにどれかに乗って帰れば帰れるわけですよ。

それが、場所が違ってくるとそういうこともできなくなるだろうし、親も迎えに行かなきゃならないよと、こういうことですよ、学童保育になった場合には。

だけど、今の学校でできるとすれば、高学年が帰るバスに 1 年生や低学年が乗ってきてもいいわけですよ。はつきり言ったら。そこにいるんですから。

そういうことから考えると、やっぱり子どものため、教育のためを思うのであれば、今の学校に何とか国に申し上げて、増設するのか何とか、そういう方針でいくべきだと思うんですよ。

それにはやはり、この予算を 21 年に向けて組んでおかないと、途中から実はということになったら国はおそらく認めないと思うんですよ。今、上げておかなければだめだと思うんですよ、いずれにしても。違う場所にしてもお金かかるんですよ、当然。いろいろな問題があると言う。

そういうことからいくと、早急にそれを予算化するということからいくと、結論を早く出してですね、学童保育の問題、結論を早く出すべきだと。

そしてやっぱり、国に言って、今の学校に併設するのか、大幅改修ですから新しく作るのかは別にして予算計上すべきじゃないかと思うんですけど、その辺どうですか。

●山本委員長 福祉課長。

●石原福祉課長 学校の大規模改修と別に学童保育の施設を建てるとかというお話になりますと、これは当然、財源的にも新たに組まなければならないという問題になります。

当然、そこに補助金とか起債とかという特財が入

ってきますけども、それであと何年それが使えるかということもやはり考慮しなければならないと思う。1年、2年で……。

●山本委員長 福祉課長ね、これ政策の問題。福祉課長単独で答弁できるの。いいの、そんなことやって。

考え方を示すのであって、予算から何からやってしまったら、課長一存の話で済まなくなってくる。政策の問題絡んできますから。

これ、今、新山委員から出されているのは、学校改修の予算があるんだから、先を見越してのそういう考え方を示すべきじゃないかというのが根底にあると思うんですね。

だから、今の学校の委託料でもって設計委託料を組んでいるわけですから、本来はそこら辺の考えをここに示してもらわなければだめだ。それが出されないから今、そういう質問されているので、そこら辺をはっきりと答弁してもらわなかったら。

はい、新山委員。

●新山委員 それとですね、1校に統合なってくると、給食の関係からいくと、あそこ今、給食やっていますけれども、そこ空きますよね。ですよね、調理室って言うんですか。

そういうこともあるから、きちっと考えて予算計上をどこかでちゃんとしておかないとだめじゃないのか。

将来、何年か後には空くかもわからない。したけど、今現在、23年からそこに勉強に来る子ども方どうするんだという話ですから。何年後になるかわからない、空き教室出るかもわからないということにはならないんじゃないですか。

●山本委員長 はい、議長。

●加藤議長 実施設計の予算を組んだだけの話ですから、これからの話だと思うので、何か先ほど通学体系も地元のバス会社がやるようだという話になると同じように、もう学校では学童保育しませんと言っているようなものなんですよ、きのうの答弁からすると。

そういうふうには決まったんですか。これから実施設計するわけでしょ。

だから、今の段階でそのことも含めて検討していくということがあっていいんでないでしょうか。それとも、学校にはもうしませんというのならそれでいいです。それが提案だということで論議しなきゃならないんですけども、まだこれから実施設計するわけですから、いろいろなことが考えられると思うので、そのことを政策的に学童保育をやると言っているわけですからね。

それを学校にするのかどうするのかという論議はあるんですから、それは今、学校にはしませんということと言い切っていいんですかということを知っているんだと思うので、そこら辺はきちっと話していただいたほうがいいんじゃないですか。

●山本委員長 はい、副市長。

●羽柴副市長 新山議員のご指摘はですね、やはりその全体的に学童保育だとかね、今後、今まさに再生計画を今後将来に向かって今、立てていくと。その中に大きな統合という問題が出てきてですね、地域的にはやはりどうするべきかというのは当然大きな課題だと思います。

ただ、今、議長からもありましたけども、これについては今、予算化をして、今後、平成 22 年ですか、小学校が統合されるというところの準備段階で校舎をどう改造していくかということの委託ですから、ですからその辺はですね、今言ったように今ここで学童保育については学校には入れませんか、どこかの別な近くの施設を借り切って学童保育をすることというようなことも考えられないことはないですけども、今言ったようにそういう検討の余地がありますので、今後はやっぱり引き続きですね教育委員会、それと行政の福祉サイドですね、そういったところとこれについては検討しながら、早い段階で結論を出していくということになるろうかと思っております。

●山本委員長 新山委員。

●新山委員 今の副市長の答弁、そのとおりだと

思いますけれども、しかしこれは大幅なもしかしたら金額、変更になるかもわからない。

そういうことからいくと、本当に早急にしてですね、これ国にきちんと上げていかないと、もしやったけどだめだったということにならないんですよ、はっきり言ったらね。そしたら、新たな場所探したりいろんなことあると思うんです。

ですから、そういうものも全部ひっくるめた中で予算化を早急にしてもらって、そしてそれをきちんと、今の夕張の実情を訴えながら国にもって行くべきだと。そして何とか、子どもは全国平等に教育受けさせたい。今の夕張の状態からいくと、学童保育がなければ大変困る実態なんです。はっきり言ったら。

ですから今、二つやっているんであって、それをまるっきりだめだということにはならないだろうし、継続すると言っているんだから、そうするならば今言ったほかの場所にするのか学校にするのか早急に結論を出して、ほかの場所にするにしても予算化しなければなりませんよね。それを今のこの予算の中で、大幅に予算変更するとき、計画変更出さなきゃいかんという。

であるならば、この予算に早急に盛り込むような体制を執ってもらわなければならないと思いますので、その辺は要望で終わらせておきます。

●山本委員長 はい、副市長。

●羽柴副市長 これは学校の委託事業ですけども、これについても一定程度委託をどこでどの時点でかけて、どういう準備をして進めるかというスケジュールもありますので、その辺の調整も含めて検討してまいりたいと思います。

●山本委員長 早急に検討してもらおうということで、要望でいいですね。

はい、それではそういうことでよろしく願いいたします。

ほかに教育費ございませんか。

〔発言する者なし〕

11 款公債費、119 ページ。

〔発言する者なし〕

12 款諸支出金、120 ページ。

〔発言する者なし〕

13 款繰上充用金、121 ページ。

〔発言する者なし〕

次に、職員手当等に入ります。122 ページから 123 ページまであります。ご覧ください。

次に、歳入に入ります。

11 ページをお開き願います。

1 款市税、16 ページまでであります。

〔発言する者なし〕

2 款地方譲与税、17 ページから 18 ページまでであります。

〔発言する者なし〕

3 款利子割交付金、19 ページ。

〔発言する者なし〕

4 款配当割交付金、20 ページ。

〔発言する者なし〕

5 款株式等譲渡所得割交付金、21 ページ。

〔発言する者なし〕

6 款地方消費税交付金、22 ページ。

〔発言する者なし〕

7 款自動車取得税交付金、23 ページ。

〔発言する者なし〕

8 款地方特例交付金、24 ページから 25 ページまで。

〔発言する者なし〕

9 款地方交付税、26 ページ。

〔発言する者なし〕

10 款交通安全対策特別交付金、27 ページ。

〔発言する者なし〕

11 款分担金及び負担金、28 ページ。

〔発言する者なし〕

12 款使用料及び手数料、29 ページから 32 ページまで。

〔発言する者なし〕

13 款国庫支出金、33 ページから 36 ページまで。

〔発言する者なし〕

14 款道支出金、37 ページから 40 ページまで。

〔発言する者なし〕

15 款財産収入、41 ページから 42 ページまで。

〔発言する者なし〕

16 款寄附金、43 ページ。

〔発言する者なし〕

17 款繰入金、44 ページから 45 ページまで。

〔発言する者なし〕

18 款繰越金、46 ページ。

19 款諸収入、47 ページから 51 ページまで。

〔発言する者なし〕

20 款市債、52 ページ。

〔発言する者なし〕

次に、7 ページをお開き願います。第 2 表債務負担行為が記載されておりますので、ご覧願います。

次に、8 ページをお開き願います。第 3 表地方債が記載されておりますので、ご覧願います。

次に、1 ページをお開き願います。第 4 条に一時借入金、第 5 条に歳出予算の流用が記載されておりますので、ご覧願います。

次に、附属資料に入りますが、124 ページから 131 ページまでに給与費明細書が記載されておりますので、ご覧願います。

次に、債務負担行為に関する調書が 132 ページから 134 ページまで記載されておりますので、ご覧願います。

次に、地方債に関する調書でありますので、135 ページから次のページまで記載されておりますので、ご覧願います。

以上で一般会計の審査が終わりました。

●山本委員長 次に、国民健康保険事業会計に入ります。

137 ページから 182 ページまで一括して審査を行います。

〔発言する者なし〕

ないようでありますから、国民健康保険事業会計の審査を終わります。

●山本委員長 次に、市場事業会計に入ります。
183 ページから 193 ページまでであります。

〔発言する者なし〕

ないようでありますから、市場事業会計の審査を終わります。

●山本委員長 次に、老人保健医療事業会計に入ります。

194 ページから 210 ページまで一括して審査を行います。

〔発言する者なし〕

ないようでありますから、老人保健医療事業会計の審査を終わります。

●山本委員長 次に、公共下水道事業会計に入ります。

211 ページから 236 ページまで一括して審査を行います。

〔発言する者なし〕

ないようでありますから、公共下水道事業会計の審査を終わります。

●山本委員長 次に、介護保険事業会計に入ります。

237 ページから 283 ページまで一括して審査を行います。

〔発言する者なし〕

ないようでありますから、介護保険事業会計の審査を終わります。

●山本委員長 次に、診療所事業会計に入ります。

284 ページから 294 ページまで一括して審査を行います。

高橋委員。

●高橋委員 290 ページ、1 目の物品売払い収入の関係ですね、本年度予算額は 120 万でこれ計上、上がっているんですけども、ちょっと確認しておきたいのはこの予算書の出し方。この診療所会計につい

ては、今後もこういう形で出されてくるのか。

ちょっとこの出し方であればですね、どういう状況かというのがまったく理解できない部分がある。

もちろん、これは不要品売払いの中で起こる薬品の関係の部分だと思えるんですけどもね、その部分でこれは以前も何度かいろんな場面で確認はし合っている部分もありますけども、まず予算委員会ですから、このちょっと内訳を教えてくださいたいというのがまず 1 点です。

●山本委員長 地域再生室長。

●畑山地域再生推進室長 物品売払い収入、ご指摘のとおり医薬品、旧市立総合病院の医薬品の関係でございます。

今回、こういう予算の立て方をしたのは、前年度の段階では総額の額を出してはいたけれども、それを分納の形で計画的にお支払いいただくということを進めていこうという話は以前もしておまして、今般ですね、その分納の計画でいくと年間での額、120 万というところが見込まれますので、この分を予算計上させていただいたということでございます。

●山本委員長 高橋委員。

●高橋委員 わかりました。それは以前もちょっとお話は聞いております。

それで、基本的にこの分納の形で出していく方式を執っていくんですけど、そうであれば今後、繰り越しなどでそういうものが記載されてこないものなのかどうなのか、その辺の扱いというのはどう考えているのか。

簡単に言えば、要は今のこの予算計上であれば払ってきた収入を見込んでですね、その部分を毎年上げていくような会計処理のやり方なんですけども、じゃあその部分の全体の繰越し分のあれはどうなっていくのかというのが、この予算書の中では当然見えてこない部分があるし、こういう形での理解のもとで質問に対してお示しいただくような格好なんだろうけども、ただ予算書の中では今後もそういう取り扱いで毎年毎年いくということによろしいんでしょうかね。

●山本委員長 地域再生室長。

●畑山地域再生推進室長 今、お話あったとおりですね、全体の額を通して、そのうち入ってきた分で繰り越しというところもひとつの考え方としてはあるんでしょうけども、今回、このような形で経緯も含めて総額と、それから年度で見込まれる額、120 万と。来年度は来年度で、また一定程度同額のベースになると思いますけれども積んでいくということでご認識いただいて、これについては債権の管理というものも含めて、市としても市立診療所と協議しながらやっていくというところがございますので、そこはご理解いただければというふうに思っております。

●山本委員長 はい、高橋委員。

●高橋委員 わかりました。

それですね、以前の特に決算委員会等でも質問しています。

これ、先ほど室長のほうからも答弁あったとおり、旧市立病院から引き継いだ薬品関係が主の部分でありますから、それでこれは簡単に言えば当時もお聞きしていると思うんですけども、あくまでもやっぱり薬品という非常に重要な扱いのものですから、期限的な部分も含めて逆に言うといつぐらいまでの部分で整理をかけていかなきゃいけないのかということも大きな問題点でしょうけども、そのあたりどう考えております。これ、決算委員会にも係わってくるんだろうけども。

●山本委員長 地域再生室長。

●畑山地域再生推進室長 この総額の予算額、それから年度で大体入ってくる額ということで、これを均等でいくと数年にわたって債権管理をしていくという流れ。今のままでいくとですね。

ただ、その状況に応じてもっと早くできるかできないかということは、いろんな状況を見て協議していくということではございますけれども、少なくとも今現状の段階ではですね、数年にわたってこの分納をしていくということでの管理をしていくということでございます。

●山本委員長 高橋委員。

●高橋委員 私お聞きしたいのは、薬品そのものの取り扱い上もやっぱりひとつ重要な部分が出てくると思うんですね。

というのは、これは当時の市立病院から引き継がれてるものがあるでしょうからね。そういった意味でいくと、実際のところ我々素人の部分では何とも言えない部分があるんだけど、実際、医学的な部分も含めてですね薬品関係というのはいわゆる賞味期限たら変なんだけど、そういう部分でいくとこれどれくらいまでに整理していかなくゃいけないかという、今後大きな問題も残されてくると思うので、市としてもその辺、担当課として逆に押さえているのかどうか。

その辺は地域再生にはならないのかもしれないけども、逆に担当課それ、診療所と詳細について協議されてるんでしょうか。

●山本委員長 地域再生室長。

●畑山地域再生推進室長 これにつきましては、旧在庫の部分で使消した分の額をきちっと計算したのがこの 446 万 3,000 円、当初の分で。

残りの部分については、常任委員会でもお話したとおりですね、在庫が切れているものがあるということで、その処分については市立診療所のほうで一括して廃棄等の処分をしていただいたということでございますので、その意味でいくとすでに在庫切れのものを使うとか、もしくは本来まだあるものを使消するんじゃないとか、そういう整理は現段階ではないということで、整理は済んでいるということでございます。

●山本委員長 はい、高橋委員。

●高橋委員 わかりました。

それで最終的に、今残った部分の話もあったんですけど、最終的にこれじゃあ薬品関係、残った分も同じ扱いで処理をしていくということで判断しておいていいんでしょうか。廃棄物云々の関係で処理をしていくというような扱い上で、今後もそういう処理のし方でやっていくということですかね。

●山本委員長 室長、在庫ありますよね。残で残る部分。

これは廃棄処分しないで、あくまでも残として、言った年賦払いみたいな方法でもって最後までやるというふうに。使った部分を。

そういうふうと考えておいていいんですかね。そこら辺をちょっと答弁してあげて。

はい、室長。

●畑山地域再生推進室長 使った分、この額がもう確定しております。

この部分をしっかり分納管理をしていくということで、残りについては廃棄をしていくということで、その在庫の確認をして廃棄処分をしていくということでございますので、その辺ではこの部分については整理はついているということでございます。

●山本委員長 よろしいですか。

それでは、ほかにございませぬね。

[発言する者なし]

ないようでありますから、診療所事業会計を終わりたいと思います。

●山本委員長 次に、後期高齢者医療事業会計に入ります。

295 ページから 314 ページまで一括して審査を行います。

[発言する者なし]

ないようでありますから、後期高齢者医療事業会計の審査を終わります。

●山本委員長 次に、水道事業会計に入ります。

1 ページから 21 ページまで一括して審査を行います。

[発言する者なし]

ないようでありますから、水道事業会計の審査を終わります。

●山本委員長 次に、議案の審査に入ります。

議案第 18 号夕張市介護保険条例の一部改正につ

いての質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

●山本委員長 以上ですべての審査が終わりましたので、取りまとめに入ります。

本会議に報告する委員長の口頭並びに文書報告の文案につきましては、正副委員長にご一任願いたいと存じますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

特に異議がありませんので、正副委員長にご一任を願いたいと思います。

なお、委員長の口頭並びに文書報告につきましては、この会議の全文が会議録に登載されますので、結果のみの報告といたすことにしておりますので、あらかじめお含みおきをお願いいたします。

次に、採決に入ります。

議案第 1 号ないし議案第 9 号、議案第 18 号の 10 議案については、原案のとおり可決すべきものと決定して異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、本 10 議案については全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

●山本委員長 これで付託議案に関する審査が終了いたしました。

〔答弁漏れ〕と呼ぶ者あり〕

ごめんなさい。先ほど答弁漏れがありましたね。

もう一度そこだけやりますので。

はい、市民課長。

●天野市民課長 墓地清掃委託料の内訳でございますけれども、委託の中身につきましてはトラック 4 台分のリース料と 10 人工分の人件費、それに諸経費ということで、108 万円の予算計上しております。

●山本委員長 島田委員、いいですか。

ちょっと先っ走りましてすみません。

じゃあ、これをもって本委員会を閉じたいと思います。

手違いがあつて申しわけありません。

この場合ですね、総務課総括主幹から専決処分についての報告したい旨の申し出がありますので、これを許してまいりたいと思います。

総務課総括主幹。

●熊谷総務課総括主幹 地方税法の一部を改正する法律案の概要について専決処分を行いたいと存じますので、内容を若干ご説明申し上げます。

この度の地方税法の改正は、生活対策関連が主なものです。

個人住民税における住宅ローン特別控除の創設、固定資産税土地の負担調整措置、配当・譲渡益に対する軽減税率の 3 年延長等が改正予定となります。

住宅ローン特別控除については、所得税の住宅ローン控除の適用者で、平成 21 年から 25 年までに住宅に入居した方について所得税から控除し切れなかった住宅ローン控除額について、所得税における税額控除額と同額、最高 9 万 7,500 円を限度に、住民税から控除する制度の創設であります。

また、給与支払報告書等について所要の改正を行い、市に対する申告は不要となります。

また、固定資産税土地については現行の負担調整措置を継続し、据置き年度においても地価が下落している場合に簡便な方法により下落修正ができる特別措置についても継続されます。

配当・譲渡益に対する軽減税率、こちら所得税 7 パーセント、住民税 3 パーセントについては、今後 3 年間延長となることとされております。

この地方税法改正案の方案の審議状況等についてでございますが、衆議院では 2 月 27 日に可決、参議院においては 18 日に本会議において法案の趣旨説明を行い、19 日に総務委員会において法案の提案理由説明と質疑が行われ、明日 26 日にも同委員会において質疑が行われる予定との情報が提供されておりますが、その後の採決等については現在、未定でございます。

夕張市といたしましては、参議院での採決を待ち、同法の公布・施行時期にあわせまして、必要な市税

条例改正を専決処分にて処理させていただきたいと存じますので、よろしくご了承賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

●山本委員長 ただいまの報告に対しまして特に質問があれば、これを受けてまいりたいと思います。

ありませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、報告に対する質疑を終わらせたいと思います。

●山本委員長 これをもって本委員会を閉じます。
ご苦労さまでした。

午前 11 時 25 分 閉会

夕張市議会委員会条例第 24 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会行政常任委員会

委 員 長 _____